平成２４年（フ）第２８号
大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦580番地
債務者　印牧陽一郎
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
大分県佐伯市大字戸穴1248番地１
債務者　吉野　雅彦
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
千葉県松戸市松飛台607番地の17
債務者　伊藤　春美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０４号
岐阜市早田東町５丁目７番地　ハイツ菊102号室、申立時の住所岐阜市早田栄町５丁目14番地　ダイアパレス金華橋203号室
債務者　加藤　和実
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町24番地　雄九Ａ棟407
債務者　ダイヨシ興業こと　大辻　芳昭
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１４号
岐阜市大洞西５番９―103号　市営住宅大洞団地
債務者　江﨑祐一朗
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２９号
岐阜県瑞穂市本田1006番地１　ルミエール関谷203号
債務者　仲田　和也
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５９号
岐阜県各務原市那加琴が丘町１丁目38番地
債務者　萩原　　勲
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３６０号
岐阜県各務原市那加琴が丘町１丁目38番地
債務者　萩原　芳子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７０号
岐阜市本荘西３丁目１番地　スカイハイツ208号室
債務者　鯖瀬　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３号
山口県宇部市西宇部北２丁目５番54―203号、従前の住所山口県宇部市大字際波274番地１
債務者　山本早智子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１３１号
山口県宇部市西梶返２丁目４番10―218号サンライズ梶返
債務者　中野　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１２８号
宮城県大崎市古川字上古川13番地１　日の出荘103号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
秋田県大仙市大曲金谷町17番６号　メゾン玉川202号室
債務者　千葉　智子（旧姓冨岡）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１０１号
富山県高岡市大坪町２丁目６番42号
債務者　森　　輝雄
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７３９号
愛知県春日井市如意申町２丁目23番地12　レジデンスインフィニティＭ２―302号
債務者　加藤　勝也
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６１号
名古屋市名東区本郷３丁目156番地　本郷リッチハイツ101号
債務者　前住　宣子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部